

事務連絡  
令和3年1月7日

北海道農政部農村振興局農村設計課課長補佐  
各地方農政局農村振興部  
農地整備課多面的機能支払推進室長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部  
農村振興課農村活性化推進室長

殿

農林水産省農村振興局整備部農地資源課  
多面的機能支払推進室  
課長補佐（企画班）

多面的機能支払交付金における活動組織の自己評価及び市町村評価の  
今後の運用について

「多面的機能支払交付金における活動組織の自己評価及び市町村による評価について」（平成28年12月13日付け本省多面的機能支払推進室長事務連絡）に基づき行う自己評価・市町村評価について、別紙のとおり適用するため、都府県を通じ市町村に周知されたい。  
なお、自己評価・市町村評価の提出期限については、多面的機能支払交付金実施要領第1の13の（2）ウ及び、第2の15の（2）ウに基づき、評価結果を都府県を通じて地方農政局等に5月末日までに提出とすること。

【注意点】

1. 自己評価・市町村評価の実施について（令和3年5月末報告）

多面的機能支払交付金の活動開始年度から起算して、2年目及び4年目の組織にて従来どおり実施。自己評価・市町村評価を未実施の組織のみ必ず実施するものとし、実施済みの組織においては任意とする。

※調査様式の「変更はなし」。

※報告時期も「変更はなし」と考えていますが、コロナウイルス等の状況を踏まえ、変更がある場合、別途指示します。

○R3 自己評価・市町村評価対象（必ず実施）

- ・（4年目評価）平成29年度 活動開始組織
- ・（2年目評価）令和元年度（平成31年度）活動開始組織

※翌年度に報告を繰り越した平成28年度及び平成30年度の組織も含む

2. 新たな自己評価システムの運用について

（別紙：新たな自己評価調査様式（案）参照）

新たな自己評価システムは、「活動組織のこれまでの活動を振り返り、活動の実施状況や効果、活動による地域の変化等を点検する事により、活動の効果的・効率的な実施

に活用すること」を目的として作成。

今年度、宮城県大崎市を対象に試行調査を実施中であり、3月の第三者委員会に試行調査結果を諮る予定。

### 3. 令和3年度の自己評価のスケジュールについて

(別紙：新たな自己評価・市町村評価への移行スケジュール(案)参照)

令和3年度は従来どおりの自己評価システムを実施するとともに、秋以降全国を対象に、新たな自己評価システムの試行を抽出調査により実施し、改めて第三者委員会の意見を聴いた上で、令和4年度以降の対応を決定。

(別紙)

## 活動組織の自己評価及び市町村による評価の実施について

### 第1 基本的考え方

多面的機能支払交付金における、農地維持支払の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」(以下「推進活動」という。)と資源向上支払(共同)の「多面的機能の増進を図る活動」(以下「増進活動」という。)は、制度創設時に新たに導入した活動項目であることから、平成26年度以降に初めて事業計画の認定をうける組織においては、これらの活動が効果的かつ効率的に実施されるように、市町村が、定期的に、活動組織及び広域活動組織(以下「活動組織」という。)に対して、当該活動の実施状況や成果、活動による地域の変化等を評価(以下「自己評価」という。)し、報告することを求めるとともに、市町村は当該活動を客観的に評価し、必要に応じて指導・助言を行う評価システムを導入するものである。

#### 1 自己評価

##### (1) 自己評価の対象組織

ア 市町村が自己評価を求める活動組織(以下「自己評価対象組織」という。)は、以下の組織とする。

- ① 農地維持活動を行う活動組織
- ② 資源向上活動を行う活動組織のうち増進活動を実施している活動組織

イ 市町村長は毎年度、自己評価対象組織のうち、多面的機能支払交付金の活動開始年度\*から起算して2年目及び4年目の組織を抽出し、各年度における自己評価を求める活動組織(以下、「自己評価実施組織」という。)を決定する。なお、自己評価実施組織数が多い場合は、当該年度の自己評価実施組織を当該年度とその翌年度に分けて自己評価の実施を求めることができるものとする。

※「活動開始年度」とは、当該活動組織において平成26年度以降に初めて認定をうける事業計画の開始年度をいう。

##### (2) 自己評価を求める事項

ア 推進活動の取組状況及び効果の発現状況((1)のアの①に該当する自己評価実施組織に対してのみ実施)

イ 増進活動の取組内容及び効果の発現状況((1)のアの②に該当する自己評価実施組織に対してのみ実施)

##### (3) 自己評価の実施方法

ア 市町村長は、別添の自己評価・市町村評価様式第1号の「自己評価チェックシート」を活用し、自己評価実施組織に対し、聞き取り等の方法により自己評価を求めるものとする。また、必要に応じて自己評価実施組織に「自己評価チェックシート」の記入を求めることもできる。

イ 市町村長は、アの実施に当たって、推進組織の協力を得ることができる。

##### (4) 自己評価の実施時期

ア 自己評価は、3の(1)で都道府県が定める期日を越えない範囲において、市町村が自己評価の実施時期を決めることとする。

## 2 市町村による評価

### (1) 市町村による評価を行う対象組織

ア 1の(1)のイに該当する自己評価実施組織とする。

### (2) 市町村による評価を行う事項

ア 1の(2)のア及びイに該当する事項とする。

## 3 取組状況評価書の作成

### (1) 市町村による取組状況評価書の作成

市町村長は、1及び2の結果を取りまとめの上、自己評価・市町村評価様式第2号を作成し、都道府県が定める期日までに、都道府県知事に提出するものとする。

### (2) 都道府県による取組状況評価書の作成

都道府県知事は、(1)を取りまとめの上、自己評価・市町村評価様式第3号を作成し、毎年度5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

## 第2 評価内容

第1の1の(2)の自己評価及び第1の2の(2)の市町村による評価の内容については、以下のとおりとする。なお、市町村による評価においては、自己評価結果のほか、取組の実施状況等を参考にする。

### 1 推進活動

#### (1) 自己評価の項目及び内容

ア 自己評価実施組織が活動計画書に定めている「構造変化に対応した保全管理の目標」(以下「保全管理の目標」という。)を以下から選択する(該当する目標を全て選択する)。

- ① 中心経営体型
- ② 集落ぐるみ型
- ③ 地域外経営体連携型
- ④ 集落間・広域連携型
- ⑤ 多様な参画・連携型
- ⑥ その他

イ 自己評価実施組織が活動計画書に定めている推進活動を以下から選択する(該当する活動を全て選択する)。

- ① 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ② 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- ③ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ④ 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ

プ・交流会

- ⑤ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- ⑥ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- ⑦ その他

ウ 自己評価実施組織が保全管理の目標に向けて行っている推進活動の進捗状況として最も適当なステップを以下から1つ選択する（複数のステップに該当する場合は、その中で最も高いステップを選択する）。

- ① ステップ0：話し合いの場を持つための体制を整えている段階である。
- ② ステップ1：地域の現状や目標を関係者の間で共有できた。
- ③ ステップ2：目標に向けてどのような課題があるか整理できた。
- ④ ステップ3：課題解決や保全管理の方法（体制や役割分担等）を検討した。
- ⑤ ステップ4：保全管理の体制強化の方針が決まった。
- ⑥ ステップ5：地域資源保全管理構想を作成し、構想に沿って実践を始めている。

エ 推進活動によって現れている効果又は現れる見込みのある効果を以下から選定する（複数選択可）。

（意識の変化）

- ① 地域農業の将来を考える農業者の増加
- ② 農村の将来を考える地域住民の増加

（体制の強化）

- ③ 不在村地主との連絡体制の確保
- ④ 地域内外の担い手農業者との連携体制の構築
- ⑤ 隣接集落等他の集落との連携体制の構築
- ⑥ 水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保

（担い手農業者の負担軽減等）

- ⑦ 担い手農業者や法人等の負担軽減
- ⑧ 水路・農道等の地域資源の機能維持

（その他）

- ⑨ 他の地域活動の活発化
- ⑩ 上記①～⑨以外の効果

（2）市町村による評価の項目及び内容

ア 推進活動の開始以降で、自己評価実施組織が活動する地域に現れている変化を以下から選択する（複数選択可）。

（地域資源の保全）

- ① 共同活動に参加する非農業者が増えている等、地域資源の管理体制が強化されている。
- ② 共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制されている。

（構造改革の後押し）

- ③ 活動組織単位での人・農地プランの作成、又は作成に向けた話し合い等の準備が進められている。
- ④ 担い手農業者への農地利用集積・集約、又はそのための話し合いが進められている。
- ⑤ 農地中間管理機構を通じた農地の貸借、又はその調整が進められている。
- ⑥ 担い手農業者の確保、又は新規就農の受け入れや担い手農業者（集落外も含む）との連携等の調整が進められている。
- ⑦ 集落営農組織の法人化、又は法人化に向けた検討が進められている。
- ⑧ 環境にやさしい農業の拡大、又は拡大に向けた検討が進められている。
- ⑨ 特産品の生産や6次産業化の取組、又はそのための検討が進められている。
- (その他)
- ⑩ 多面的機能支払交付金による活動以外でも地域活動が活発化している、又は新たなイベント等の地域活動が検討されている。
- ⑪ 上記①～⑩以外の変化

イ 別添の「市町村の判断基準のガイドライン」に基づいて、自己評価実施組織の推進活動を評価し、その結果を以下から1つ選択する。

(2年目の評価)

- ① 優良
- ② 適当
- ③ 指導又は助言が必要
- ④ 計画の見直しが必要
- ⑤ 返還

(4年目の評価)

- ① 優良
- ② 適当
- ③ フォローが必要
- ④ 返還

ウ イ (2年目の評価) において③あるいは④と評価された自己評価実施組織に対して行った、又は行う予定の指導又は助言等の内容について、以下から選択する(複数選択可)。

- ① 検討会・意向調査・現地調査等の充実
- ② 不在村地主との調整、それに必要な調査の実施
- ③ 非農業者等(集落外も含む)多様な人材の参画推進
- ④ 地域内の担い手農業者・中心経営体等の育成・確保、連携強化
- ⑤ 集落営農の構築・充実等の促進
- ⑥ 地域外の農業生産法人・認定農業者等との連携強化
- ⑦ 近隣集落等との連携強化
- ⑧ 取組内容の再検討
- ⑨ 目標の再検討
- ⑩ 上記①～⑨以外の指導・助言

## 2 増進活動

### (1) 自己評価の項目及び内容

ア 自己評価実施組織が活動計画書に定めている増進活動について、以下から選択する（該当している活動を全て選択する）。

- ① 遊休農地の有効活用
- ② 農地周りの環境改善活動の強化
- ③ 地域住民による直営施工
- ④ 防災・減災力の強化
- ⑤ 農村環境保全活動の幅広い展開（農村環境保全活動を1テーマ追加）
- ⑥ 農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動）
- ⑦ 医療・福祉との連携
- ⑧ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- ⑨ その他（都道府県知事が定める要綱基本方針に基づく取組）

イ アの具体的な取組内容について、記述する。

ウ 増進活動によって現れている効果又は現れる見込みのある効果について、以下から選択する（複数選択可）。

（意識の変化）

- ① 地域住民の農村環境（景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等）の保全への関心の向上
- ② 連絡網の整備や避難訓練等、地域住民の防災・減災に対する意識の向上
- ③ 地域住民で整備・補修した施設を大事に使おうという意識の向上
- ④ 地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上
- ⑤ 増進活動への参加者の増加、又は確保

（農業の持続）

- ⑥ 周辺農業者の営農意欲の維持、又は向上
- ⑦ 地域内外からの農業者の確保や地域住民による活用等の遊休農地の有効活用

（農村環境等の変化）

- ⑧ 農村環境（景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等）の向上
- ⑨ 鳥獣被害の防止等の農地利用や地域環境の改善
- ⑩ 自然災害や二次災害による被害の抑制・防止
- ⑪ 伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化
- ⑫ 高齢者や障害者等の活躍の場の提供
- ⑬ 地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上
- ⑭ 上記①～⑬以外の効果

### (2) 市町村による評価の項目及び内容

ア 別添の「市町村の判断基準のガイドライン」に基づいて、自己評価実施組織の増進活動を評価し、その結果を以下から1つ選択する。

（2年目の評価）

- ① 優良
- ② 適当
- ③ 指導又は助言が必要

(4年目の評価)

- ① 優良
- ② 適当
- ③ フォローが必要

イ ア (2年目の評価) において③と評価された自己評価実施組織に対して行った、又は行う予定の指導又は助言の内容について、以下から選択する(複数選択可)。

- ① 非農業者等(集落外も含む)多様な人材の参画推進
- ② 取組内容の充実、取組回数の増加
- ③ 有識者等の助言・連携強化
- ④ 活動内容の再検討
- ⑤ 上記①～④以外の指導・助言